

## 平成24年度 第4回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成24年6月6日（水）午前10時～11時45分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について

議案第2号 平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について

議案第3号 平成24年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について

議案第4号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第5号 「2012年度賃金労働条件に関わる要求書」に対する回答について

### 5 議事の公開・非公開

公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

平成24年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説

明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成25年4月1日採用予定の鳥取県職員採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

① 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	3名程度
警察事務	1名程度
公立学校栄養職員	2名程度
計	6名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一 般 事 務：平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人  
 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

警 察 事 務：平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人  
 公立学校栄養職員：昭和52年4月2日以降に生まれた人

イ 免許等

公立学校栄養職員：栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する人又は平成25年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成25年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

(3) 試験日程

受 付 期 間		8月3日（金）～20日（月）（消印有効） （ <u>ウケ初</u> 受付：8月3日（金）午前0時～20日（月）午後12時）
第1次試験	試 験 日	9月23日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	<u>一般事務</u> 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 <u>警察事務</u> 教養試験（多肢選択式）、作文試験 <u>公立学校栄養職員</u> 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、 適性検査
	合 格 者 発 表 日	10月3日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	<u>一般事務及び公立学校栄養職員</u> 10月下旬（予定） <u>警察事務</u> 11月2日（金）（予定）
	試 験 会 場	<u>一般事務及び公立学校栄養職員</u> 県庁会議室 <u>警察事務</u> 県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	<u>一般事務及び公立学校栄養職員</u> 人物試験（集団討論及び個別面接）

	警察事務 人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日 一般事務及び公立学校栄養職員 11月中旬（予定） 警察事務 11月27日（火）（予定）

※ 警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点する。)また、一般事務及び公立学校栄養職員について、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定する。)

## ② 広報

平成24年6月12日付の鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

## 2 議案第2号

平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

平成25年4月1日採用予定の警察官採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

### ① 試験の概要

#### (1) 試験区分・採用予定者数

区 分	採用予定者数
警察官（男性）	18名程度
警察官（女性）	3名程度
計	21名程度

#### (2) 受験資格

##### ア 年齢及び学歴要件

昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

##### イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

#### (3) 試験日程

受付期間		8月3日（金）～20日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月3日（金）午前0時～20日（月）午後12時）
第1次試験	試験日	9月16日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、作文試験
	合格者発表日	10月3日（水）（予定）
第2次試験	試験日	10月29日（月）～30日（火）（予定）
	試験会場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月27日（火）（予定）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点する。)

## ② 広報

平成24年6月12日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

### 3 議案第3号

平成24年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

平成25年4月1日採用予定の鳥取県職員採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

#### ① 試験の概要

##### (1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用の促進を図るため。

##### (2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	2名程度

##### (3) 受験対象者

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- イ 介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ウ 活字印刷文による出題に対応できる人

##### (4) 受験資格

###### ア 年齢及び学歴要件

昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

###### イ 国籍要件

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成25年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

##### (5) 試験日程

受 付 期 間		8月3日（金）～20日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月3日（金）午前0時～20日（月）午後12時）
第1次試験	試 験 日	9月16日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、適性検査
	合格者発表日	10月3日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	10月下旬（予定）
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	作文試験、人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	11月中旬（予定）

（注）第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定する。）

#### ② 広報

受験案内を作成する。

#### 【質疑】

##### 委 員

去年の受験状況はどうか。

##### 事務局

第一次試験については3人の申込みがあり、実際に受験したのは2人。

両者とも第一次試験は合格した。

そのうち1人は第二次試験を辞退された。

##### 委 員

盲学校や聾学校の方は受験されているのか。

事務局

どちらかという和社会人の方が多い。

委員

資格としては、高校卒業見込みの方も受験できると理解してよいか。

事務局

受験可能。

事務局

盲学校の方に関しては、活字印刷文による出題に対応していただく必要もあり、受験が難しい面がある。

委員

いろいろな障がいがある中、身体障がい者ということで一括して採用試験を行うのはなかなか難しい。

委員

いろいろな障がいのある方がおられるが、「受からないだろうから」と敬遠されていることも考えられるのでは。

事務局

PRに努めていきたい。

#### 4 議案第4号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職  
原子力技術の職

② 採用予定者数  
1名程度

③ 採用予定日  
平成25年4月1日

④ 申請理由  
原子力災害発生時に、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等多岐にわたる緊急事態への対応が迅速に行えるよう、専門的知識を有する職員を採用する必要がある。

⑤ 選定方法  
大学又は大学院で原子力に関する科目を履修して卒業（修了）していること（見込みを含む。）又は原子力技術に関する民間企業等での5年以上の業務経験を有することを要件として、その経歴や原子力に関する専門知識等を総合的に評価して選考を行う。

⑥ 人事委員会の判断  
上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

5 議案第5号

「2012年度賃金労働条件に関わる要求書」に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり回答しようとするもの。

要求項目	回答案
<p>一 賃金改善の要求</p> <p>(1) 国家公務員給与特例法案の可決に伴う国家公務員の給与削減を県職員に波及させないこと。</p> <p>(2) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準を改善すること。</p> <p>(3) 人材確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等の待遇を改善すること。</p> <p>(4) 非常勤職員および臨時的任用職員の処遇を改善するよう任命権者を指導すること。</p>	<p>・引き続き、民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、県民・職員の理解が得られるようなものとしていきたいと考えています。</p> <p>・職種による人材確保の困難な状況や人材を確保するための適切な方策等については、任命権者の意見も伺いながら、必要な検討をしたいと考えています。</p> <p>・非常勤職員等の処遇については、例年、給与勧告に併せて報告等を行ってきており、引き続き、同様に考えていきたいと思っています。一方、非常勤職員の給与ほか勤務条件や臨時的任用職員の給与については、条例上、任命権者が定めることとなっていますので、具体的な話については、任命権者とよく協議をしていただきたいと思います。</p>
<p>二 賃金制度改善の要求</p> <p>(1) 行政職係長を4級に格付けすること。他の給料表適用職種についても均衡措置を講じること。</p> <p>(2) 介護休暇取得者に、育児休業制度と同等の昇給復元措置を講じること。</p>	<p>・現行は行政職係長は3級に格付けられ、4級は課長補佐の職務の級と格付けられている中、職務給の原則に照らせば、基本的には、同一の職位の職が複数の職務の級に格付けられることや同一の職務の級に異なる職位の職を格付けることは適当ではないと考えていますので、これに違う見直しを行うことは考えていません。</p> <p>・制度の趣旨や国、他県等の状況を踏まえながら、県民（納税者）の理解が得られるようなものとしていきたいと考えています。</p>
<p>三 諸手当改善の要求</p> <p>(1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。</p> <p>(2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。</p> <p>ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。</p> <p>イ 自家用車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。</p>	<p>・現時点では、現行支給率を変更する考えはありませんが、引き続き、県内民間事業所や国、他県等の状況を踏まえながら、検討したいと考えています。</p> <p>・長距離通勤者の負担軽減のほか公共交通機関の利用促進の観点も踏まえ、特急料金の支給要件も含めて労使双方の意見を伺いながら、必要な検討はしたいと考えています。</p> <p>・自家用車等の通勤手当額については、算定に当たっての基礎条件の変動状況等も勘案し、労使双方の意見を伺いながら、必要な検討はしたいと考えています。なお、通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的とする手当であり、通勤に要する実費を弁済するものではないと考えています。</p>

要求項目	回答案
<b>四 休暇制度改善の要求</b>	
(1) 病欠休暇制度について、2010年に国で制度が改正され、他都道府県でも改正が進んでいることから、本県においても改善に向けて制度の見直しを行うこと。	・制度の趣旨や国、他県等の状況を踏まえながら、県民（納税者）の理解が得られるようなものになりたいと考えています。
(2) 介護休暇の期間を1年に延長すること。	・制度の趣旨や国、他県等の状況を踏まえながら、県民（納税者）の理解が得られるようなものになりたいと考えています。
(3) 育児時間を1日2回120分に延長し、小学校就学前までに拡充すること。	・現行制度を変更することは考えていません。
(4) 自己啓発のための休業制度を整備すること。	・現行制度を変更することは考えていません。
(5) 特定事業主行動計画を踏まえ年休取得目標実現に向けた具体策を提示すること。	・引き続き、特定事業主行動計画を踏まえた各任命権者の実施状況を注視していきます。
(6) 高齢者部分休業制度を速やかに制度化すること。	・この制度は、任命権者において、公務の運営に支障がないと認められる限りにおいて運用されることが想定された制度ですので、制度化については、任命権者とよく協議してください。
<b>五 職場環境改善の要求</b>	
(1) 時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう任命権者を指導すること。	・時間外勤務の縮減は課題と認識していますので、引き続き、機会を得て、任命権者と話をしていきます。また、36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には、引き続き、労働基準法に基づく改善指導をしていきます。
(2) 業務による健康被害の防止策を講じるよう任命権者を指導すること。	・引き続き、労働安全衛生法等法令遵守を求めるとともに、業務による健康被害が発生しないような体制づくりについて、任命権者と話をしていきます。
(3) メンタル疾患、セクハラ、パワハラの発生を防止する具体策を講じるよう任命権者を指導すること。	・引き続き、健康管理体制の充実に向けて任命権者と話をしていきます。
(4) 退職者の職場復帰支援策を改善すること。また、離職者の再採用制度を創設すること。	・退職者の職場復帰支援策については、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援、職員の健康保持の観点から、各任命権者の取組状況を注視していきます。 ・なお、離職者の再採用制度を創設することは考えていません。
(5) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。	・制度を創設することは考えていません。
<b>六 高齢雇用制度について</b>	
(1) 雇用と年金の接続を確実にを行うような制度設計を行うこと。また、実施にあたっては組合と必要な協議を行うこと。	・今後、国において制度の詳細設計や法整備が図られるとともに、各任命権者においては、これに伴う具体的な運用に向けた検討がなされていくものと思われませんが、人事委員会としてもこの国の動向を注視しながら、各任命権者の取組を支援、促進するなど必要な対応をしていきたいと考えています。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年6月18日（月）午前10時から開催することとした。